大阪府特別職報酬等審議会

第二回　会議資料

日時：平成27年7月8日

場所：大阪府公館

目次

[１．知事の退職手当について 1](#_Toc424047728)

[（１）資料１　平成23年審議会の意見具申のポイント 1](#_Toc424047729)

[（２）資料２　知事及び副知事の役割等 2](#_Toc424047730)

[（３）資料３　民間企業における退職慰労金制度の有無等 3](#_Toc424047731)

[（４）資料４　民間企業における退職慰労金の支給額等 5](#_Toc424047732)

[（５）資料５　全都道府県の知事の退職手当の状況 8](#_Toc424047733)

[（６）資料６　大阪市の状況 9](#_Toc424047734)

[２．副知事の退職手当について 10](#_Toc424047735)

[（１）資料７　全都道府県の副知事の退職手当の状況 10](#_Toc424047736)

[３．知事及び副知事の給料の額について 11](#_Toc424047737)

[（１）資料８　平成23年審議会の答申等のポイント 11](#_Toc424047738)

[（２）資料９　全都道府県の知事の給料月額等の状況 12](#_Toc424047739)

[（３）資料１０　全都道府県の副知事の給料月額等の状況 13](#_Toc424047740)

# １．知事の退職手当について

資料１

## （１）資料１　平成23年審議会の意見具申のポイント

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （「意見具申等の概要」（平成23年12月14日）より抜粋）  ○知事等の退職手当の水準  知事等の退職手当の計算方法：退任時の給料月額×在職月数×支給割合   |  |  |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | |  | 意見具申の内容 | | 現　　行 | | | | | 条例本則の額 | | 特例減額後の額 | | | 支給割合 | 支給額 | 支給割合 | 支給額 | 減額率 | 支給額 | | 知事 | 条例本則  100分の20 | 12,576,000円 | 100分  の60 | 41,760,000円 | － | 41,760,000  円 | | 副知事 | 条例本則  100分の20 | 9,888,000円 | 100分  の45 | 24,624,000円 | 20％ | 19,699,200円 |   ※　支給額は、１期４年（48月）在任した場合の金額。  ※　計算の基本となる給料月額：意見具申の内容（知事１３１万円、副知事１０３万円）、  現行（知事１４５万円、副知事１１４万円）  ※　当分の間、知事及び副知事の退職手当の額は、条例本則の額から50％カットした額。  （退職手当額の考え方）  ・　任期のある国家公務員である最高裁判所裁判官の支給割合に準じ、条例上の支給割合を１００分の２０とすることが適当。  ・　変革に立ち向わなければならない大阪のリーダーとして民間役員の退職慰労金（14.8/100～17.7/100）を上回るのは相当でなく、他方、退職手当は生活保障的なものではなく在任中の勤務に対する報償的な性格を有していること、また、前知事が５０％の特例減額を行っていたことなどを総合的に勘案すると、当分の間、知事及び副知事の退職手当の支給割合については、さらに５０％カットの水準となるよう提言。 |

資料２

## （２）資料２　知事及び副知事の役割等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 知事 | 副知事 |
| 権限 | ○普通地方公共団体の長として当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。  ○当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。  （所掌事務の例示）  ・執行機関の委員の任命権  ・議案提出権  ・執行機関の総合調整権  ・予算の調製権・執行権  ・規則制定権  ・職員の任免権 | ○長を補佐し、長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担任する事務を監督し、長の職務を代理する。 |
| 任期 | ４年 | ４年 |
| 定数 | １名 | 条例で定める  （置かないことも可） |
| 任命 | 選挙 | 議会の同意を得て長が選任 |
| 兼職・兼業 | ○一部兼職禁止  （衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、常勤の職員・短時間勤務職員等）  ○兼業可 | ○一部兼職禁止  （衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員、常勤の職員・短時間勤務職員等）  ○兼業可 |
| 退職 | 退職しようとする日の30日前までに議長に申し出 | 知事に申し出 |
| 失職 | ○議会による長の不信任決議  （議員の２／３以上の出席かつ３／４の同意）  ○住民の解職請求  （有権者の１／３以上の請求。住民投票の有効投票数の過半数） | ○長による任期中の解職  ○住民の解職請求  （有権者の１／３以上の請求。議会で議員の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の多数による同意） |

## （３）資料３　民間企業における退職慰労金制度の有無等

資料３

①調査概要

調査主体　：　総務省人事・恩給局

調査機関　：　株式会社矢野経済研究所

平成25年9月現在において、常勤従業員数規模50人以上の民間企業を業態別に層化して、各層から標本数を無作為に抽出。抽出データは、株式会社東京商工リサーチのデータを使用。

合計10,863社に対して、調査票を送付。

有効サンプル回答数は2,997社、回収率は27.6％。

※50人以上の企業が調査対象とされているが、回収したサンプルに50人未満の企業が含まれていたことから、当区分が設置されたもの。

※従業員規模による回収率の差は補正せず、実数で作成されている。

②役員退職慰労金制度の有無（従業員規模別）



資料３

③役員退職慰労金制度廃止後の措置（従業員規模別）



## （４）資料４　民間企業における退職慰労金の支給額等

資料４

①調査概要

調査機関　：　株式会社政経研究所

調査時点　：　2013年11月現在

調査対象　：　上場・未上場企業を対象として、調査票の送付、または直接取材で218社より回答有。

②退職慰労金支給実例

2006年1月～2013年10月に退任した役員の退職慰労金を調査。

上記の期間に退職慰労金制度を廃止した企業もあるが、廃止前の実例を表示。

いずれも税込の金額である。

当該会社から支給された金額であり、他社兼務による他社からの退職慰労金は含まれていない。

資料４

○役員別の退職慰労金額・功績倍率の平均額



○社長の退職慰労金・功績倍率の平均額

資料４



資料５

## （５）資料５　全都道府県の知事の退職手当の状況



## （６）資料６　大阪市の状況

資料６

○大阪市特別職報酬等審議会の答申（概要）

＜基本的な考え方＞

・市の財政状況を鑑みると一定の引下げを行う必要。政令市トップクラスの水準を返上。

・有意な人材確保の面から、一定程度の水準を確保。

・行政規模の大きさ、役割等が同程度の旧五大都市の中で下位の水準とする。

＜改定の考え方＞

・特別職の報酬は、年間収入総額で検討すべき。

・地域手当（10％）を廃止。

・Ｈ25年度までの一般職の給与改定分を反映。

・Ｈ26人事委員会勧告を考慮（月例給＋3.0％、期末手当＋0.15月）。

・現行退職手当４年間分の50％相当を毎月の給料に復元。

|  |  |
| --- | --- |
| 現行 | 答申 |
| 給料月額　　 　1,420,000円  年間収入　　　26,147,880円  退職手当　支給割合　58/100  （1期4年）39,532,800円 | 給料月額 　1,669,000円  年間収入　28,239,480円  退職手当　 0円 |

＜市長の退職手当の考え方＞

・選挙で選ばれた市長に退職手当を支給するのはなじまない。

・民間では、役員の退職慰労金は廃止されている傾向。

・支払い総額が決まっているのであれば、給料と退職手当を分ける必要はない。

・年収総額で考えるべきだが、退職手当廃止分をすべてなくしたり、すべて給料に復元するのはやりすぎ。

・退職手当は廃止すべきだが、現職の市長には不利益変更不遡及とし、現状の大幅減額判断を尊重するべき。

＜副市長の退職手当の考え方＞

・副市長については、公選職ではないため、退職手当は存続。

・副市長は職員の最上位という位置付けという面もあり、市政の継続性の観点から、市長が交代しても継続するケースもあるし、外部の人材を登用するケースもあり、副市長の退職手当は存続するべき。

・水準は旧五大都市の下位（支給割合47/100→38/100）。

資料７

# ２．副知事の退職手当について

## （１）資料７　全都道府県の副知事の退職手当の状況



# ３．知事及び副知事の給料の額について

資料８

## （１）資料８　平成23年審議会の答申等のポイント

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （「答申等の概要」（平成23年8月29日）より抜粋）  ○知事等の給料の額 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　［月額］   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | |  | 答申額 | 現　　行 | | | 条例本則の額 | 特例減額後の額 | | 知事 | 1,310,000円 | 1,450,000円 | 1,015,000円 | | 副知事 | 1,030,000円 | 1,140,000円 | 912,000円 |   （給料額の考え方）  ・前回改定時から平成22年度までの本庁部長の改定率（△10％）を参考に適用。 |

資料９

## （２）資料９　全都道府県の知事の給料月額等の状況



## （３）資料１０　全都道府県の副知事の給料月額等の状況

資料１０

